

議案第56号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,066人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,434人

第2条第9号を次のように改める。

(9) 企業職員 335人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。